新潟市建築設計業務委託特記仕様書

平成31年4月1日改正施行

I 委託業務概要

1 対象業務

委託番号 委建一第18号

委 託 名 (仮称)新潟市文書館整備 基本・実施設計業務委託

2 設計趣旨

文書館は、歴史公文書の保存・活用や、歴史資料を確実に継承することを通し、現在及び将来の市民に対して市が市政運営について説明責任を果たし、市民自らが地域の歴史・文化遺産である歴史資料を紐解いて地域の独自性や自立性を学び、新たな自治の形を作り上げていくことを支援する施設である。また、公文書管理法・公文書館法でも地方公共団体が文書館を設置する必要性についてうたっている。

本市はこれまで専用施設を持たない中で文書館機能を限定的に実現してきたが、資料の分散や公開スペース 不足などにより市民への十分な対応ができず、保管場所の不足や資料散逸・き損の恐れが常につきまとってい た。そこで、こうした状態を解消するため、文書館設置の検討を行った結果、平成25年4月に「(仮称) 新 潟市文書館整備基本計画」を策定した。以来、令和2年度の庁舎再編・移転でこれまでの拠点であった白山浦 庁舎が失われることにより、文書館整備が一層急務となったことも踏まえ、既存施設改修による文書館設置と いう市の方針に従って候補地の選定を進めてきた結果、平成29年度に「葛塚地域実行計画」の中で閉校とな る太田小学校を再利用しての文書館設置が決定した。

本業務は、地域の中心施設としての旧太田小学校校舎を文書館として改修・存続させるための設計業務を行い、歴史公文書・歴史資料の保存活用を通し、地域活性化を図るものである。

3 履行期間

契約の日から 令和2年3月2日まで

4 本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項については「⊙」印が付いた ものを適用する。

5 設計与条件

- (1) 敷地の条件
 - ① 建設場所 新潟市 北区 太田 地内
 - ② 敷地面積 16,822 ㎡
 - ③ 地域・地区 新潟都市計画 市街化調整区域
 - ④ 防火指定等 防火指定なし
 - ⑤ 建ペい率 70 % (角地加算 %)
 - ⑥ 容 積 率 200 %
 - ⑦ そ の 他 なし

- (2) 施設の条件
 - ① 施設の名称 旧太田小学校
 - ② 施設の用途 小学校(複雑な倉庫,事務所等,集会場,博物館へ用途変更)(平成21年国土交通省告示第15号 別添二 第1号第2類,第4号第1類,第12号第2類)
 - ③ 構造・規模

【改修】 RC造3階建て 延床面積3,128㎡

- ④ その他
- (3) 建設の条件

① 工事費全体予定額 300,000 千円(消費税相当額を含む)※上記内訳1 建築 188,700 千円(消費税相当額を含む)電気 43,100 千円(消費税相当額を含む)機械 68,200 千円(消費税相当額を含む)

工事予定期間 令和2年7月 から 令和2年12月 まで

(4) 設計与条件の資料

設計与条件については、次の資料による。

• 基本設計書 (• 指示事項書 • 既存部分改修工事概要

Ⅱ 委託業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「新潟市建築設計業務委託共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)」によるものとする。

1 設計業務の内容及び範囲

- (1) 一般業務の範囲
 - ① 基本設計(以下の項目の該当する欄に〇印を付したものに関する標準業務)

適用	項目	適用	項目
0	建築(総合)	0	機械設備(ガス設備)
0	建築(構造)	0	昇降機設備
0	電気設備		外構
0	機械設備(空気調和設備)		解体
0	機械設備(衛生設備)		

② 実施設計(以下の項目に該当する欄に〇印を付したものに関する標準業務)

適用	項目	適用	項目
0	建築(総合)	0	昇降機設備
0	建築(構造)		外構

0	電気設備	解体
0	機械設備(空気調和設備)	耐震補強
0	機械設備(衛生設備)	
0	機械設備(ガス設備)	

(2) 対象外業務

上記一般業務の内、本業務において対象外となるものは「別紙2 対象外業務一覧」による。

(3) 追加業務の内容及び範囲(以下の項目の該当する欄に〇印を付したものに関する標準業務)

適用		項	目	
		0	建築積算	
	積算業務	0	電気設備積算	
	積算数量算出書の作成、単価作成	0	機械設備積算	
O	資料の作成、見積の徴収、見積検		外構積算	
	討資料の作成		解体積算	
			耐震補強	
	透視図作成			
	[【種類】0000【大きさ】00%	反【額	縁】有無 〇〇〇製]	
	模型製作			
	[【縮尺】〇/〇〇【主要材料】〇(D製【	ケース】有無 OOO製]	
0	計画通知に関する手続き業務(昇降機設備を除く)			
	許可申請に関する手続き業務			
	認定申請書の作成及び申請手続き業務			
	関係法令等に基づく各種申請手続き業務			
	新潟市中高層建築物の建築に関する指導要綱に規定する計画建築物の届出書の作			
	成及び申請手続き業務(標識看板の作成、設置報告書等の届出含む)			
	防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務			
	建築物省エネ法第 13 条第 2 項に規定する「建築物エネルギー消費性能確保計画」			
	の作成(省エネルギー関係計算書の	作成	含む)及び申請手続き業務	
	建築物省エネ法第20条第2項に対	見定す	る「建築物のエネルギー消費性能の確保	
		j」の	作成(省エネルギー関係計算書の作成含	
	む)及び申請手続き業務			
	リサイクル計画書の作成			
0	概略工事工程表の作成			
	建築物の利用に関する説明書の作成	<u>. </u>		
	住民説明等に必要な資料の作成(法令等に基づくものを除く。)			

新潟市建築物総合環境性能評価制度(CASBEE 新潟)に規定する建築物環境配慮
計画書の作成及び申請手続き業務
新潟市景観アドバイザー制度に係る業務

2 管理技術者等の資格要件(「⊙」のある資格等を有することとし、「⊙」が複数ある場合は、特記 なき限り当該いずれかの資格を有するものとする。)

管理技術者等の資格要件は次による。

(1) 管理技術者

管理技術者は、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による下記の資格を有し、設計図書の設計内容を的確に掌握すると共に、設計業務等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては 当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- 一級建築士
- 構造設計一級建築士
- 建築設備士
- 設備設計一級建築士
- 二級建築士
- (2) 担当主任技術者

建築(意匠及び構造)、電気設備及び機械設備の各部門の責任者として、下記の資格を有する担当主任技術者をそれぞれ 1 名ずつ選定し、配置する。

【建築(意匠)担当主任技術者】

- 一級建築士
- 二級建築士
- 建築設計業務に関し、5年以上の実務経験を有する者

【建築(構造)担当主任技術者】

- 一級建築士
- ・ 一級建築士であり、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第 123 号) 第7条の規定に基づく 国土交通大臣登録耐震診断者資格講習【鉄筋コンクリート造】・ 【鉄骨造】を受講終了した耐震診断資格者
- 一級建築士であり、平成 25 年 11 月 25 日以降、一般社団法人日本建築防災協会が専権主催する下記講習会を受講し、当該受講を証明できるもの
 - 1) 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断・耐震補強設計講習会
 - 2) 既存鉄骨造建築物の耐震診断・耐震補強設計講習会
- 構造設計一級建築士
- 構造設計一級建築士であり、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条の規定に基づく 国土交通大臣登録耐震診断者資格講習【鉄筋コンクリート造】・【鉄骨造】の受講終了した耐震診断資格者

- 構造設計一級建築士であり、平成25年11月25日以降、一般社団法人日本建築防災協会が専権主催する下記講習会を受講し、当該受講を証明できるもの
 - 1) 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断・耐震補強設計講習会
 - 2) 既存鉄骨造建築物の耐震診断・耐震補強設計講習会
- 二級建築士
- 建築構造設計業務に関し、5年以上の実務経験を有する者

【電気設備担当主任技術者】

- (•) 建築設備士
- 設備設計一級建築士
- 技術士、電気工事士、電気主任技術者、若しくは電気工事施工管理技士のいずれかの資格を有する者
- 電気設備設計業務に関し、5年以上の実務経験を有する者

【機械設備担当主任技術者】

- 建築設備士
- 設備設計一級建築士
- 技術士若しくは管工事施工管理技士のいずれかの資格を有する者
- 機械設備設計業務に関し、5年以上の実務経験を有する者

(3) 担当技術者

担当技術者は、設計図書の設計内容を的確に判断するとともに、設計業務等についての技術能力及び経験を有する者で下記の資格を有する者とする。

【建築担当(意匠)技術者】

- 一級建築士
- 構造設計一級建築士
- 二級建築士
- 建築設計業務に関し、5年以上の実務経験を有する者

【建築担当(構造)技術者】

- 一級建築士
- 構造設計一級建築士
- 二級建築士
- 建築構造設計業務に関し、5年以上の実務経験を有する者

【電気設備担当技術者】

- (・)建築設備士、設備設計一級建築士、電気工事士、電気主任技術者、若しくは電気工事施工 管理技士のいずれかの資格を有する者
- (・ 電気設備設計業務に関し、5年以上の実務経験を有する者

【機械設備担当技術者】

- ・建築設備士、設備設計一級建築士、若しくは管工事施工管理技士のいずれかの資格を有する者
- (・機械設備設計業務に関し、5年以上の実務経験を有する者
- (4) 管理技術者等の兼務

管理技術者、担当主任技術者及び担当技術者は、以下の部門において資格要件を満たす場合、 兼務して従事することができる。

(以下の欄に同じ印を付したものはそれぞれ兼務できるものとする)

	管理技術者	担当主任技術者	担当技術者
建築(意匠)	0	0	0
建築(構造)		0	0
電気設備		*	*
機械設備		*	*

例) ○と○、※と※、★と★ など

3 貸与資料等

設計に際して以下の資料を貸与するものとし、受注者は、設計が完了したとき、速やかにこれを 返却するものとする。(以下の該当する項目欄に〇印を付したもの)

適用	項目	形式
	敷地測量図等	
0	地質調査報告書	・画像データ
0	既存建築物設計図 (• 意匠 • 構造 • 昇降設備 • 外構)	・画像データ
0	既存建築物設計図 (・電気設備 ・空調設備 ・衛生設備 ・ガス設備)	・画像データ
	本業務に係る基本設計図書	
	本業務に係る工法検討業務成果品	
	構造計算書	

4 業務の実施

(1) 一般事項

- ① 基本設計業務は、提示された設計与条件及び別紙3に掲げる「適用すべき基準及び参考とすべき資料」(以下「適用基準等」という。)に基づき行う。
- ② 実施設計業務は、提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- ③ 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。

(2) 適用基準等

本特記仕様書において適用すべき基準等(基準、仕様書、標準図、指針、書式等及び資料) については、「別紙3 適用すべき基準及び参考とすべき資料」によるものとし、適用は監督 員との協議による。

(3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

① 業務着手時

- ② 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- ③ その他

(4) 業務実績情報の登録

• 要

受注者は公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、監督員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録(監督員の押印済み)」を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

() 不要

(5) 業務計画書

- (・) 要(業務計画書には、次の内容を記載し、着手届とともに提出する。)
 - ① 業務体制
 - (ア) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、同種又は類似業務の実績、〇〇年〇月以降に竣工した施設の設計業務実績及び現在の手持業務の状況
 - (1) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、同種又は類似業務の実績、〇〇年〇月以降に竣工した施設の設計業務実績及び現在の手持業務の状況
 - (ウ) 担当技術者の担当分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数、同種又は類似業務の実績
 - (I) 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容(協力者がある場合)
 - (オ) 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・実務経験年数・過去5年間の当該分野における業務の実績及び現在の手持業務の状況(建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合)
 - 注)「同種又は類似業務の実績」とは、次の全ての項目に該当する実績をいう。なお、海 外の実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。
 - A) 〇年〇月以降に完成した施設の設計業務実績
 - B) 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績(ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。)
 - C)次を満たす施設の設計業務実績
 - ■同種業務の実績における対象施設は、○○○○とする。
 - ■類似業務の実績における対象施設は、○○○○とする。
 - ② 業務方針
 - (ア) 業務への取組体制
 - (イ) 設計チームの特徴
 - (ウ) 特に重視する設計上(意匠・構造・設備の各分野)の配慮事項

- (I) その他の業務実施上の配慮事項
- ③ 業務工程
- 不要
- (6) 業務の履行にあたっての条件等
 - ① 条件の有無及び内容 ・なし

(・あり 1) 基本設計に係る設計成果品

提出期限 (令和元年10月28日) ※ただし、基本設計における概算工事額の提出は、 令和元年8月29日までとする。

2) 実施設計工事費概算額の提出

(係る概略の設計資料を含む)

提出期限 (令和元年11月29日)

3)審査図の提出

提出期限 (令和元年11月29日)

4) 工事費内訳書の提出

提出期限 (令和2年2月10日)

成果品の提出場所 (建築部 公共建築第1課)

③ 成果品の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

④ 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とする。

- (ア) 写真は、新潟市が行う事務並びに新潟市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- (4) 次に掲げる行為をしてはならない。 (ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、 この限りではない。)
 - A) 写真を公表すること。
 - B) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- (7) 成果物等の情報の適正な管理
 - ① 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、成果物等の情報を適正に管理する。なお発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

- ・別紙4 成果物一覧に規定する成果物(未完成の成果物を含む。)
- その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。
- (ア) 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供 するなど(ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む)しない。

- (4) 業務の履行のための協力者等への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
- (ウ) 成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信または運搬にあたってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
- (I) サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
- (オ) 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、履行後は発注者に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
- (加) 契約の履行に関して知り得た秘密については、秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。
- ② 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- ③ 上記①及び②の規定は、契約終了後も対象とする。
- ④ 上記①、②及び③の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(8) その他

業務の実施にあたっては、下記による。

- ① 関係する法令及び条例等の規定、委託仕様書、適用基準を遵守し、監督員の指示によるものとする。
- ② 現地の交通状況等周辺状況を十分調査把握し、給水、排水、ガス、電気設備等について関係機関と十分打合せを行い、監督員と常に緊密に連絡協議をするものとする。
- ③ 建設費並びに将来的な光熱水費を含めた維持管理費について、コスト縮減に留意するものとする。長寿命化に必要な耐久性や維持管理に必要な性能及び社会的・技術的情勢の変化に対応可能な性能等を十分に検討するものとする。
- ④ 地域の文化や歴史(本仕様書において「地域の宝」と称する。)を探究し、「地域の宝」を活かした施設づくりを行うものとする。
- ⑤ 基本設計時における工事費概算額の算定にあたっては、類似する複数の物件の工事単価を 調査するなど、的確な算定を行うものとする。
- ⑥ アスベスト含有(O.1%超)建材が使用されている場合は、必要に応じて関係機関(新潟又は新津労働基準監督署、新潟市環境部環境対策課)と協議を行い、除去方法について検討を行うこととする。また、分析調査が必要な場合は、監督員と協議を行い、分析調査を行うとともに、その結果を報告し、除去方法について検討を行うこととする。
- ⑦ 業務に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議するものとする。

5 成果図書

(1) 設計図書等

「別紙4 成果図書一覧」を参考として、監督員との協議の上、必要となる成果図書を作成・ 提出するものとする。

作成にあたり材料等の名称は、「別紙3 適用すべき基準及び参考とすべき資料」に掲げる

標準若しくは共通仕様書、日本建築学会、JIS及びJAS等に使用されている名称を使用するものとする。

(2) 設計説明書

「別紙4 成果図書一覧」に掲げる設計説明書に下記事項及び監督員の指示した事項を記入のうえ、関連する資料とともに監督員に提出するものとする。

部数は「別紙4 成果図書一覧」によることとする。

(以下の該当する項目欄に〇印を付したもの)

適用	項目	適用	項目
0	設計要旨及び設計概要		景観計画
0	法令調書		色彩計画
0	動線計画		外構計画
0	建築計画		植栽計画
0	構造計画		雨水排水計画
0	設備計画		防犯計画
0	防災計画	0	コスト縮減計画(比較表等)
0	サイン計画		
0	工程計画		
	上記計画概要についての説明パネル作成(A1判)		

(3) 設計図

- ① 基本設計図は「別紙4 成果図書一覧(1) 基本設計」に掲げる内容のものを作成するものとする。
- ② 実施設計図は「別紙4 成果図書一覧(2) 実施設計」に掲げる内容のものを作成するものとする。
- ③ 表示年月は、提出時の年月とする。
- ④ CADデータは、原則としてJW-CADとし、これに拠り難い場合は監督員と協議する ものとする。

(4) 工事費内訳書の作成

- ・要 (工事費内訳書は、以下に掲げる要件により作成すること。)
 - ① 工事費内訳書の作成は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事内訳書作成要 領」により行い、様式は次による。
 - 「営繕積算システムRIBC2内訳書作成システム for Windows 最新バージョン」
 - Microsoft Excel (書式は監督員の指示による。)
 - ② 用語は、仕様書及び設計図と一致させる。
 - ③ 編成は、下記を標準とするが、新潟市内訳名称ファイルを使用すること。
 - (ア) 表紙
 - (イ) 総括表
 - (ウ) 工事別直接工事費内訳書

- (I) 共通費内訳書
- ④ 建築コスト情報システム(SIBC)対応データ(「仕様・方式・数量」等)の入力
- ⑤ その他監督員の指示によるもの。
- 不要

(5) 見積書

- ① 専門業者等への見積(以下「業者見積り」という。)に際して、見積り先は発注者の承認を得ること。
- ② 業者見積りに際しては、市の見積り依頼書を見積業者に渡すこと。
- ③ 提出された見積りは整理検討し、委託の成果品として提出する。

なお、本設計業務委託に係る工事の発注年度が、本設計業務委託の履行年度と異なること となる場合において、関係工事の業者見積りの再徴収が必要となる場合、受注者は、業者見 積りの再徴収に協力するものとする。

この際、発注者は、受注者に求める協力に対し最小限になるよう努めるものとする。

別紙 1

指示事項書

- ◎文書館の施設構成は「(仮称) 新潟市文書館整備基本計画」による。
- ◎各機能の面積の割合は下表を目安とし、基本設計において文書館整備の目的を果たしうる機能的な配置計画を行う。
- ◎用途の変更に応じた関係法令等に適合させるための設計をもれなく行うこと
- ◎各機能の目的に応じた建築物としての機能を満たす仕様で設計すること(※機能を重視し機能を確保するため以上の改修は求めていない)

【各機能の面積割合】

機能	割合(目安)	(参考) 平成 21 年国土交通省告示
		第 15 号 別添二
資料保存機能	62%	第1号第2類
・収蔵庫(一般,特別,写真など)		
• 書庫,倉庫		
・搬入口,荷解室 など		
調査研究機能	13%	第4号第1類
• 事務室		
・資料整理等作業スペース など		
情報発信機能	10%	第12号第1類
• 地域交流室		
• 研修室 など		
歴史資料の公開・提供機能	15%	第12号第2類
• 展示室		
• 閲覧室 など		

対象外業務一覧

(以下の標準業務の該当する欄に×印を付したものは、本業務委託の対象外とする。)

項目		業	務	内 容	対象外×	
	(4)	設計条件等の整理	(j)	条件整理		
	(1)	改訂未件寺の金達	(jj)	設計条件の変更等の場合の協議		
	(2)	法令上の諸条件の調査及び	(j)	法令上の諸条件の調査		
╈╅╗	(2)	関係機関との打合せ	(jj)	計画通知に係る関係機関との打合せ		
基本設計に関する	(3)	上下水道、ガス、電力、通信	等の何	共給状況の調査及び関係機関との打合せ		
業務	(4)	基本設計方針の策定	(i)	総合検討		
217323	(4)	至个ixi1/J如i0/宋定	(jj)	基本設計方針の策定及び建築主への説明		
	(5)	基本設計図書の作成				
	(6)	(6) 概算工事費の検討				
	(7)	(7) 基本設計内容の建築主への説明等				
	(1)	要求の確認	(i)	建築主の要求等の確認		
		交がでいた。	(jj)	設計条件の変更等の場合の協議		
	(2)	法令上の諸条件の調査及び	(i)	法令上の諸条件の調査		
	(2)	関係機関との打合せ	(jj)	計画通知に係る関係機関との打合せ		
実施設計	(3) 実施設計方針の策定	(i)	総合検討			
等に関す		実施設計方針の策定	(jj)	実施設計のための基本事項の確定		
る業務			(jiji)	実施設計方針の策定及び建築主への説明		
	(4)	実施設計図書の作成	(i)	実施設計図書の作成		
	(-1/	ANGIXIII ME VIFIX	(jj)	計画通知図書の作成		
	(5)	(5) 概算工事費の検討				
	(6)	実施設計内容の建築主への認	胡等			
設計意図 の伝達に	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		×			
関する業 務細分率	(2)	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		×		

(1) 共 通(国土交通省策定基準等)

基準名等	刊行物名称(最新版とする)
官庁施設の基本的性能基準	官庁施設の基本的性能基準及び同解説
官庁施設の企画書及び企画書対応確	
認書の標準書式	
官庁施設の設計段階におけるコスト	
管理ガイドライン	
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	
官庁施設の総合耐震診断・改修基準	官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説
木造計画・設計基準	
木造計画・設計基準の資料	
官庁施設の防犯に関する基準	
官庁施設のユニバーサルデザインに	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説
関する基準	6月 旭設のユニバーサルナッキンに関する基準及び回解説
官庁施設の環境保全性基準	
建築設計業務等電子納品要領	
建築 CAD 図面作成要領	
建築工事における建設副産物管理マニュアル	

共 通(新潟市策定計画・基準及び方針等)

計画・基準及び方針等	所管課
新・新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画	総務課
新潟市公共建築物長寿命化指針	公共建築第1課
新潟市公共建築物ユニバーサルデザインガイドライン	公共建築第1課
新潟市環境基本計画	環境政策課
新潟市地球温暖化対策率先実行計画	環境政策課
新潟市グリーン調達推進方針	環境政策課
新潟市地域新エネルギービジョン	環境政策課
新潟市スマートエネルギー推進計画	環境政策課
にいがた住まいの基本計画(新潟市住宅マスタープラン)	住環境政策課
地域住宅計画 新潟地域	住環境政策課
新潟市景観計画	都市計画課
新潟市みどりの基本計画	公園水辺課
公共施設緑化ガイドライン	公園水辺課
犯罪のない安心で安全なまちづくり推進計画	市民生活課
新潟市教育ビジョン	教育委員会教育総務課

計画・基準及び方針等	所管課
新潟市学校施設整備指針	教育委員会施設課
下水道排水設備工事設計•施行基準	財団法人新潟県下水道公社
給水装置工事施行指針	新潟市水道局
道路占用工事施行方法基準	土木総務課
道路占用工事路面復旧基準	土木総務課
新潟市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針	農林政策課
新潟市公共工事環境配慮指針	技術管理課
新潟県福祉のまちづくり条例整備基準及び整備指針	新潟県福祉保健部障がい福祉課

(2) 建築

基準名等	刊行物名称(最新版とする)
建築工事設計図書作成基準	建築工事設計図書作成基準及び参考資料
建築工事設計図書作成基準の資料	建築工事設計図書作成基準及び参考資料
公共建築工事標準仕様書	同左(建築工事編)(平成28年版)
公共建築改修工事標準仕様書	同左(建築工事編)(平成 28年版)
公共建築木造工事標準仕様書	同左(平成28年度版)
公共住宅建設工事共通仕様書	同左(建築編)(平成28年度版)
建築設計基準	
建築設計基準の資料	
建築物解体工事共通仕様書	同左(平成 24 年版)
建築構造設計基準	建築構造設計基準及び参考資料
建築構造設計基準の資料	建築構造設計基準及び参考資料
建築工事標準詳細図	建築工事標準詳細図
昇降機技術基準	昇降機技術基準の解説
擁壁設計標準図	擁壁設計標準図
構内舗装・排水設計基準	
構内舗装・排水設計基準の資料	

(3) 建築積算

基準名等	刊行物名称(最新版とする)
公共建築工事積算基準	公共建築工事積算基準、
	公共建築工事積算基準の解説(建築工事編)
公共建築工事共通費積算基準	公共建築工事積算基準
公共建築工事標準単価積算基準	公共建築工事積算基準
公共建築数量積算基準	公共建築工事積算基準、建築数量積算基準・同解説
公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)	建築工事内訳書標準書式•同解説
公共建築工事積算基準等資料	

公共住宅建築工事積算基準	公共住宅建築工事積算基準
公共建築改修工事の積算マニュアル	公共建築改修工事の積算マニュアル
建築積算のための仮設計画標準	建築積算のための仮設計画標準
営繕工事積算チェックマニュアル(建築工	
事編)	

(4) 設備

基準名等	刊行物名称(最新版とする)
建築設備計画基準	建築設備計画基準
建築設備設計基準	建築設備設計基準
建築設備工事設計図書作成基準	建築設備工事設計図書作成基準及び参考資料
公共建築工事標準仕様書	同左(電気設備工事編)(平成28年版)
公共建築設備工事標準図	同左(電気設備工事編)(平成28年版)
公共建築改修工事標準仕様書	同左(電気設備工事編)(平成 28年版)
公共建築工事標準仕様書	同左(機械設備工事編)(平成28年版)
公共建築設備工事標準図	同左(機械設備工事編)(平成28年版)
公共建築改修工事標準仕様書	同左(機械設備工事編)(平成28年版)
公共住宅建設工事共通仕様書	同左(電気編)(平成28年度版)
公共住宅建設工事共通仕様書	同左(機械編)(平成28年度版)
公共住宅建設工事共通仕様書	同左 別冊 機材の品質・性能基準(平成28年度版)
雨水利用•排水再利用設備計画基準	雨水利用・排水再利用設備計画基準・同解説
建築設備耐震設計・施工指針	建築設備耐震設計・施工指針
建築設備設計計算書作成の手引	建築設備設計計算書作成の手引
空気調和システムのライフサイクルエネル	
ギーマネジメントガイドライン	
建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指 針	建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針
換気•空調設備技術基準	換気·空調設備技術基準·同解説
浄化槽の構造基準	浄化槽の構造基準・同解説
浄化槽の設計施工上の運用指針	
機械設備工事機材承諾図様式集	機械設備工事機材承諾図様式集
建築設備設計・施工上の運用指針	建築設備設計・施工上の運用指針

(5) 設備積算

(C) LXIMIRAT		
基準名等	刊行物名称(最新版とする)	
	公共建築工事積算基準、	
公共建築工事積算基準	公共建築工事積算基準基準の解説(設備工事編)	
公共建築工事共通費積算基準	公共建築工事積算基準	
公共建築工事標準単価積算基準	公共建築工事積算基準	
	公共建築工事積算基準、公共建築設備数量積算基準・同	
公共建築設備数量積算基準	解説	
公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)	公共建築工事内訳書標準書式〈設備工事編〉• 同解説	
公共建築工事積算基準等資料		
公共住宅電気設備工事積算基準	公共住宅電気設備工事積算基準	
公共住宅機械設備工事積算基準	公共住宅機械設備工事積算基準	
公共建築設備改修工事の積算マニュアル	公共建築設備改修工事の積算マニュアル	
営繕工事積算チェックマニュアル(電気設		
備工事編、機械設備工事編)		

(6) その他参考とすべき資料

基準名等	刊行物名称(最新版とする)
外断熱建物に関する性能基準	外断熱建物に関する性能基準及び同解説
床型枠用鋼板デッキプレート(フラットデッキ)設計・施工指針	床型枠用鋼板デッキプレート(フラットデッキ)設計・ 施工指針・同解説
体育館等の天井の耐震設計ガイドライン	体育館等の天井の耐震設計ガイドライン(日本建築セン ター刊)
建築物の解体等工事における石綿粉じんへ の暴露防止マニュアル	建築物の解体等工事における石綿粉じんへの暴露防止マニュアル
建築物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル	建築物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル
石綿含有廃棄物等処理マニュアル	石綿含有廃棄物等処理マニュアル
アスベスト含有成形板の塗装改修工事指針	アスベスト含有成形板の塗装改修工事指針
飛散漏洩対策徹底マニュアル	飛散漏洩対策徹底マニュアル
石綿粉じんへのばく露防止マニュアル	石綿粉じんへのばく露防止マニュアル
既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛 散防止処理技術指針	改訂版 既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説
避難安全検証法の解説	避難安全検証法の解説及び計算例とその解説
建築物のための改良地盤の設計及び品質管理	建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針
標準型建具	標準型建具(建設省営建発第 19 号)
木造住宅用の防耐火構造標準	木造住宅用の防耐火構造標準納まり図
木造住宅のための構造の安定に関する基準	木造住宅のための構造の安定に関する基準に基づく横架 材及び基礎のスパン表
木造軸組工法住宅の限界耐力計算による設計	木造軸組工法住宅の限界耐力計算による設計の手引き

基準名等	刊行物名称(最新版とする)
木造住宅耐震設計	木造住宅耐震設計のポイント
木造住宅の耐久設計と維持管理・劣化診断	木造住宅の耐久設計と維持管理・劣化診断 一漏水・腐朽・蟻害・虫害対策のためにー
大断面木造建築物接合部設計	大断面木造建築物接合部設計マニュアル
通直集成材を用いたラーメン構造の設計法	通直集成材を用いたラーメン構造の設計法
建築設備改修のアドバイス	建築設備改修のアドバイス
学校施設の音響環境保全基準	学校施設の音響環境保全基準・同解説
屋外体育施設の設計	屋外体育施設の建設指針

(7) 天井耐震化関連

基準、刊行物名等	備考
特定天井の定期調査について(技術的	平成 27 年 1 月 13 日 国住指第 3740 号
助言)	
建築物における天井脱落対策に係る技	国土交通省国土技術政策総合研究所
術基準の解説	独立行政法人 建築研究所(平成25年10月)
平成28年基準(隙間なし天井の新基	国土交通省国土技術政策総合研究所
準)の解説	国立研究開発法人建築研究所(平成28年7月)
学校施設における天井等落下防止対策	 文部科学省(平成25年8月)
のための手引	文即科子省(平成20年6月)
体育館等の天井の耐震設計ガイドライ	 一般財団法人 日本建築センター(平成17年5月)
ン	放射団広八 日本建業とグラ (十成17年3月)
非構造部材の耐震設計施工指針・同解	 一般社団法人 日本建築学会(平成15年2月)
説及び耐震設計施工要領	一般社団法人・日本建築子芸(平成19年2月)
実務者のための既存鉄骨造体育館等の	 一般財団法人 日本建築防災協会(平成16年8月)
耐震改修の手引きと事例	一般知识为人。日本连条的攻励去(平成10年8月)
天井の耐震改修事例集	一般社団法人 建築性能基準推進協会 (平成28年3月)
社会資本整備総合交付金要綱	国土交通省(平成29年6月)

(8) その他(文化財等)

・文化財(美術工芸品)保存施設,保存活用施設設置・管理ハンドブック (文化庁文化財部美術学芸課 平成27年3月)

別紙 4

成果図書一覧

監督員との協議の上、図面名称の変更や集約をできることとし、発注者側に帰すべき事由による 設計条件の変更がない限り、図面に差異が生じた場合でも業務委託料の変更は行わない。

(1)基本設計

①一般業務

(下記を参考として、必要となる成果図書を提出する。)

適用	成果品	製本形態等
	建築(総合)基本設計図書	
	設計説明書	白図A3判横綴じ製本 5部
	基本設計図	白図A3判横綴じ製本 5部
	仕上表面積表及び求積図	
	現 況 図 敷 地 案 内 図	
	平 面 図	
	断 面 図 立 面 図	
	工事費概算書	5部
	仮設計画概要書	白図A3判横綴じ製本 5部
	()	
В	建築(構造)	
	建築(構造)基本設計図書	
	構造設計説明書	白図A3判横綴じ製本 5部
	工事費概算書	5部
	()	
C	電気設備	
	電気設備基本設計図書	
	電気設備設計説明書	白図A3判横綴じ製本 5部
	工事費概算書	5部
	()	
D	機械設備	
	機械設備基本設計図書	
	機械設備設計説明書	白図A3判横綴じ製本 5部
	工事費概算書	5部
	()	

製本形態等
白図A3判横綴じ製本 5部
白図A3判横綴じ製本 5部
白図A3判横綴じ製本 5部
白図A3判横綴じ製本 2部

(注)

- 建築(構造)の成果品は、建築(意匠)基本設計の成果品の中に含めることができる。
- 電気設備及び機械設備の成果品は、建築(意匠)基本設計の成果品の中に含めることができる。
- 成果物は、監督員の指示により、製本とする。
- 成果品は電子データを提出すること。図面はCAD及びPDFとする。その他成果品のデータ形式は 監督員との協議による。
- 電子データ等の提出については、「建築設計業務等電子納品要領」及び「官庁営繕事業に係る電子納品 運用ガイドライン(営繕業務編)」による。

ただし、あらかじめ監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

● 電子データは最新のウィルスチェックを行うこと。

②追加業務

(下記のうち〇印を付けたものを提出する。)

適用	成果品	製本形態等
G ·	その他	
	透視図	〇〇判 〇部
	模型	縮尺1/00
	新潟市建築環境総合性能評価制度 (CASBEE 新潟)による評価業務	〇部
	()	

(注)

- 成果物は、監督員の指示により、製本とする。
- 成果品は電子データを提出すること。成果品のデータ形式は監督員との協議による。
- 電子データ等の提出については、「建築設計業務等電子納品要領」及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン(営繕業務編)」による。

ただし、あらかじめ監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

● 電子データは最新のウィルスチェックを行うこと。

(2) 実施設計

①一般業務

(下記を参考として、必要となる成果図書を提出する。)

適用	成果品	製本形態等
	共通(設計図)	
	共通設計図等	
	表紙	白図A3版 1部
	図 面 目 録	同上折図(A4 袋詰) 1部
	工 事 概 要	A3縮小二つ折り製本 4部
	工 事 区 分 表	CADデータ・PDFデータ共
	敷 地 案 内 図	
	配置図	
	面積表•面積計算表	
	法規チェックリスト	
	()	
В	建築(総合)	
	建築(総合)設計図	
	特 記 仕 様 書	白図A3版 1部
	仕 上 表	同上折図(A4 袋詰) 1部
	平 面 図	A3縮小二つ折り製本 4部
	立 面 図	CADデータ・PDFデータ共
	断 面 図	
	各 部 伏 図	
	矩 計 図	
	各 部 詳 細 図	
	室 内 展 開 図	
	建 具 表	
	家 具 表	
	仮 設 計 画 図	
	()	
	工事費概算書	1部
	()	

適用	成果品	製本形態等
	建築(構造)	
	建築(構造)設計図	
	特 記 仕 様 書	白図A3版 1部
	構造伏図	同上折図(A4 袋詰) 1部
	軸 組 図	A3縮小二つ折り製本 4部
	各部構造リスト	CADデータ・PDFデータ共
	各部構造詳細図	
	土 質 柱 状 図	
	()	
	工事費概算書	1 部
	構造計算書	2部
	()	
D	電気設備	
	電気設備設計図	
	特 記 仕 様 書	白図A3版 1部
	電 灯 設 備	同上折図(A4 袋詰) 1部
	動 力 設 備	A 3縮小二つ折り製本 4部 CADデータ・PDFデータ共
	雷 保 護 設 備	CADr-9 PDrr-9A
	受 変 電 設 備	
	電力貯蔵設備	
	各種弱電設備	
	B	
	W	
	構内配電線路	
	構 内 通 信 線 路	
	耐震補強・外壁改修に伴い必要な機器等の取	
	外・再取付図	
	工事費概算書	1 部
	電気設備計算書	1 部
	()	

適用	成果品	製本形態等
	空気調和設備設計図	
	特記仕様書	白図A3版 1部
	空気調和設備	同上折図(A4 袋詰) 1部
		A3縮小二つ折り製本 4部
		CADデータ・PDFデータ共
	耐震補強・外壁改修に伴い必要な機器等の	
	取外・再取付図	
	工事費概算書	1 部
	空気調和設備計算書	1部
	()	
	衛生設備設計図	
	特記 仕 様 書	白図A3版 1部
	衛生器具設備	同上折図(A4 袋詰) 1部
	給 水 設 備	A3縮小二つ折り製本 4部
	排 水 設 備	CADデータ・PDFデータ共
	給 湯 設 備	
	消火設備	
	净 化 槽 設 備 (配置、人員算定計算)	
	厨 房 設 備	
	グラウンド散水設備	
	濾 過 設 備	
	さく井設備	
	耐震補強・外壁改修に伴い必要な機器等の 取外・再取付図	
	()	
	工事費概算書	1部
	衛生設備計算書	1 部
	()	
	ガス設備設計図	
	ガ ス 設 備	白図A3版 1部
	耐震補強・外壁改修に伴い必要な機器等の	同上折図(A4 袋詰) 1部
	取外・再取付図	A 3縮小二つ折り製本 4部
		CADデータ・PDFデータ共
	工事費概算書	1 部
	設備構築物 構造計算書	1 部
		02

適用	成果品	製本形態等
F	昇降機、外構、解体等	
	昇降機設備設計図	
	昇降機設備図	白図A3版 1部
	,	同上折図(A4 袋詰) 1部
		A3縮小二つ折り製本 4部
		CADデータ・PDFデータ共
	外 構 設 計 図	
	外構計画図	
	部分詳細図	
	()	
	解 体 設 計 図	
	意 匠 図	
	構 造 図	
	設備機器リスト	
	仮 設 計 画 図	
	()	
	工事費概算書	1 部
	各種計算書	1部
	()	
G 全体共通		
	実施設計チェックシート	1部
	計 画 通 知 図 書 (資料の作成) (昇降機設備を除く)	3部
	許 可 申 請 書 (資料の作成)	建築行政課との協議による。 (事前協議資料作成を含む)
	関係法令に基づく各種申請書 (資料の作成)	3部
	()	

適田	成果品	製本形態等
H		

(注)

- 成果品は指定のされたものを除き、A4判を基本とする。
- 建築(構造)の成果品は、建築(意匠)実施設計の成果品の中に含めることができる。
- 成果品は、監督員の指示により、製本とする。
- 成果品は電子データを提出すること。図面はCAD及びPDFとする。その他成果品のデータ形式は 監督員との協議による。
- 電子データ等の提出については、「建築設計業務等電子納品要領」及び「官庁営繕事業に係る電子納品 運用ガイドライン(営繕業務編)」による。
 - ただし、あらかじめ監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

②追加業務

(下記のうち〇印を付けたものを提出する。)

適用	成果品	製本形態等		
Н				
0	建 築 積 算 工事費内訳書 建築工事積算数量算出書 建築工事積算数量調書 (下地・仕上げチェックリスト含) 見積書等関係資料 営繕工事積算チェックマニュアル (建築工事編) ()	1 部		
0	電気設備積算 工事費内訳書 電気設備工事積算数量算出書 電気設備工事積算数量調書 見積書等関係資料 営繕工事積算チェックマニュアル (電気設備工事編) () 機械設備積算 工事費内訳書 機械設備工事積算数量算出書 機械設備工事積算数量調書 見積書等関係資料 営繕工事積算チェックマニュアル (機械設備工事編) ((機械設備工事編)	1部 1部 ※空気調和設備、衛生設備及びガス設備は 別葉とすること。		
-	その他			
	透視図			
	模型			
	新潟市中高層建築物の建築に関する指導要綱に 規定する計画建築物の届出書 (電波障害対策計画書を含む)			
	防災計画書			
	建築物省エネ法第 13 条第 2 項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画通知書(省エネルギー関係計算書含む)			

適用	成果品	製本形態等
	建築物省エネ法第 20 条第 2 項に規定する建築	
	物のエネルギー消費性能の確保のための構造及	
	び設備に関する計画通知書(省エネルギー関係	
	計算書含む)	
	新潟市建築環境総合性能評価制度	
	(CASBEE新潟)に規定する建築物環境配	
	慮計画書	
	リサイクル計画書	
0	概略工事工程表	1部
	建築物の利用に関する説明書	
	住民説明等に必要な資料(法令等に基づくもの	
	を除く)	
	アスベスト調査・報告書(〇検体)	
	()	

(注)

- 成果品は指定のされたものを除き、A4判を基本とする。
- 建築(構造)の成果品は、建築(意匠)実施設計の成果品の中に含めることができる。
- 成果品は、監督員の指示により、製本とする。
- 成果品は電子データを提出すること。成果品のデータ形式は監督員との協議による。
- 電子データ等の提出については、「建築設計業務等電子納品要領」及び「官庁営繕事業に係る電子納品 運用ガイドライン(営繕業務編)」による。

ただし、あらかじめ監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。